

## 社会福祉法人光照園 評議員及び役員報酬支給基準

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人光照園（以下「法人」という。）の定款8条の規定に基づき評議員、理事、監事（以下「役員等」という）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

#### 第2条

- (1) 評議員 定款第5条で規定した評議員をいう。
- (2) 役員 定款第15条で規定した理事、監事をいう。

### (報酬の支給)

第3条 本法人は、役員等の職務執行の対価として報酬及び賞与を支給することができる。

2 業務執行理事の報酬等の額は、別表1の範囲内で理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

3 非常勤の役員等に対して、本法人が任務を依頼した場合の対価として評議員会で規定した別表2の支給基準に基づき報酬を支払うことができる。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、本法人が任務を依頼した業務の遂行に要した費用について、弁償することができる。

### (公表)

第5条 この報酬等の支給基準は社会福祉法第59条の2により公表するものとする。

### (改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

### 付則

この規程は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

役員	報酬等の額の範囲
業務執行理事	<p>1 本給の額は、月額250千円以内</p> <p>2 賞与は、月額の1.5か月以内とし、前年の決算の状況を勘案して定める額</p> <p>3 月16日勤務以内</p>

別表 2

職 種 名	支 給 基 準 等
評議員	評議員会に出席し審議を行った場合 その都度20,000円を支給 交通費実費を支給
理事	<p>1 本法人が任務を依頼した業務を行った場合、その都度20,000円を支給</p> <p>2 理事会に出席し審議を行った場合 その都度20,000円を支給 交通費実費を支給 ただし、法人の職員を兼務する者には支給しない。</p>
監事	<p>監事監査を行った場合、公認会計士に対しては30,000円を、その他の監事には20,000円を支給する。</p> <p>評議員会、理事会に出席し審議をした場合、その都度20,000円を支給する。</p> <p>審議等に参加するたび交通費実費を支給</p>